

尾道市建設工事成績評定活用要領を次のように定める。

令和4年4月1日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市建設工事成績評定活用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注した建設工事における良好な品質の確保及び技術力に優れた企業を育成するため、尾道市工事成績評定要領（平成22年4月1日制定）の規定に基づく工事成績評定結果に係る措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「工事成績評定点」とは、尾道市工事成績評定要領により評定された点数をいう。

(工事成績評定点が低い工事に対する取扱い)

第3条 工事成績評定点が低い工事に関しては、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 工事成績評定点が5.5点以上6.4点以下の工事が発生した場合（次号に規定する場合を除く。）

ア 契約担当課長は、直ちに当該工事担当課長に文書で通知する。

イ アの規定による通知を受けた工事担当課長は、当該工事の受注者の責任者（現場代理人若しくは主任技術者又はこれらと同等の立場の者をいう。以下同じ。）に出頭を求め、当該検査員の立会いの下、事情聴取を行った後、再発防止に向けて注意（指導）を行う。

ウ 当該工事担当課長は、工事成績評定点が低い原因等の調査分析を行い、報告書を作成し、契約担当課長に送付する。

(2) 前号に規定する工事に係る取扱いの後、同一の受注者によって、当該工事の工事成績評定の通知の日から12か月以内に再び工事成績評定点が5.5点以上6.4点以下の工事が発生した場合

ア 前号アの規定を準用する。

イ アの規定により準用する前号アの規定による通知を受けた工事担当課長は、当該工事の受注者の責任者に出頭を求め、当該検査員の

立会いの下、事情聴取を行った後、厳重に注意する。

ウ 当該工事担当課長は、受注者から始末書を徴取した上で、工事成績評定点が低い原因等の調査分析を行い、報告書を作成する。

エ 報告書及び始末書は、当該工事担当課長が担当副市長まで供覧に付した後、契約担当課長に送付する。

オ 建設工事等入札参加資格者指名除外基準要綱（平成7年4月1日制定）別表第7第2号に規定する工事成績が著しく不良であると認められるときに該当するものとし、指名除外の対象とする。

(3) 前号の規定は、工事成績評定点が54点以下の工事が発生した場合について準用する。この場合において、同号中「前号に規定する工事に係る取扱いの後、同一の受注者によって、当該工事の工事成績評定の通知の日から12か月以内に再び工事成績評定点が55点以上64点以下」とあるのは、「工事成績評定点が54点以下」と読み替えるものとする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。